

第38期 定時株主総会 招集ご通知

 開催日時 2024年6月28日（金曜日）
午前10時（受付開始午前9時30分）

 開催場所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン
3階「カシオペア」

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

郵送及びインターネットによる議決権行使期限

2024年6月27日（木曜日）
午後5時30分まで

ディービーエックス株式会社

証券コード：3079



D evelopment

V enture

x 「未知数」・「無限の可能性」

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、事前に書面（郵送）又はインターネットにより議決権をご行使いただくことを推奨申し上げます。また、本株主総会会場では感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様への「お土産」のご用意はございません。

ごあいさつ



代表取締役社長
柴崎 浩

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社の第38期である2024年3月期（当事業年度）においては、新型コロナウイルス感染症の影響が少なからず残る中、医療機器の安定供給に努めるとともに、売上および利益拡大のための施策に取り組みました。その結果、業績は以下の通りでございます。

売上高：458億5千1百万円（前期比3.4%減）
営業利益：6億5千3百万円（同51.3%減）
経常利益：6億6千2百万円（同51.0%減）
当期純利益：1億7千2百万円（同81.5%減）

また、2024年3月期期末配当につきましては、前期実績から20円増配し、1株あたり50円とさせていただきます。

当社は、「生命と健康を守る」というパーパス（私たちの存在理由）を掲げ、日々医療への貢献にまい進しております。売上高の増加は、当社にとって医療貢献機会の増加です。より多くの医療貢献機会を得るために、新たな領域や新たな事業に積極的にチャレンジしてまいります。また、当社事業を持続的に成長させることで企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

2024年6月

目次

ごあいさつ	1
第38期定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5
株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件	8
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件	9
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	15
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	20
事業報告	
1. 株式会社の現況に関する事項	22
2. 株式に関する事項	30
3. 新株予約権等に関する事項	30
4. 会社役員に関する事項	31
5. 会計監査人の状況	37
6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	38
7. 株式会社の支配に関する基本方針	41
8. 剰余金の配当等の決定に関する方針	41
計算書類	42
監査報告	59
Front Line	62

株主各位

証券コード3079
2024年6月6日
(電子提供措置の開始日2024年6月3日)
東京都豊島区高田二丁目17-22

ディー・ブイ・エックス株式会社
代表取締役社長 柴 崎 浩

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第38期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.dvx.jp/ir/generalmeeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

敬 具

議決権行使のご案内



書面（郵送）により
議決権を行使していただく場合

▶ 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
2024年6月27日（木曜日）午後5時30分まで
に到着するようご返送ください。



インターネットにより
議決権を行使していただく場合

▶ 議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、
2024年6月27日（木曜日）午後5時30分まで
に、議案に対する賛否をご入力ください。

※なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。



株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合

▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日 時	2024年6月28日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2 場 所	東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 ホテルメトロポリタン 3階「カシオペア」 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 株主総会の目的事項	報告事項 第38期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4 その他本招集通知に関する事項	議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- 株主総会にご出席される株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会当日におけるお土産の配布は実施しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.dvx.jp>)

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2024年6月27日（木曜日）午後5時30分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2024年6月27日（木曜日）午後5時30分まで

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2024年6月28日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

場所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 3階「カシオペア」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

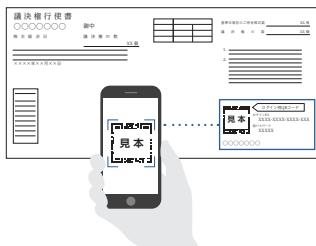
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



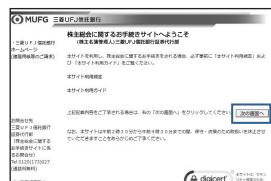
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って黄否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



- 3 以降は、画面の案内に従って黄否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

招集ご通知の書面をご希望する場合のお申込みについて

本定時株主総会の招集ご通知の印刷書面*をご希望の場合、招集通知送付受付ウェブサイトより以下のログインID、パスワードをご入力の上、お申込みください。

*書面交付請求をされた株主様にお送りしている内容と同様になります。



招集通知送付受付ウェブサイト <https://d.srdb.jp/3079/2406/>

受付期間 2024年6月3日(月) 0時~2024年6月22日(土) 23時59分まで

お申込み方法

- ① 上記ウェブサイトアクセスし、ログインID・パスワードを入力してログイン
- ② ログイン後、ご希望の送付先住所、氏名、メールアドレスを入力し、確認ボタンをクリック
- ③ ②で登録した内容をご入力いただいたメールアドレスに届きますので、確定用のURLをクリック

※メールで届く確定用のURLをクリックしないと登録完了になりませんので、必ずメールをご確認ください

※登録内容に誤りがある場合には①からやり直してください

- ④ 受付完了画面に目安となる納期が表示され、受付完了メールが届きます。

その後ご入力いただいた住所宛に書面が送付されます

ログインIDおよびパスワードについて

The screenshot shows a registration form with the following fields and instructions:

- 議決権行使書** (Resolution Exercise Form)
- ログインID** (Login ID): 株主番号 (Shareholder Number)
- パスワード** (Password): 郵便番号 (Postal Code)

Additional text on the form includes: "※本通知に記載の住所に届くまでにお申し込みください。" (Please apply until the document reaches the address listed in this notice.) and "※本通知に記載の住所に届くまでにお申し込みください。" (Please apply until the document reaches the address listed in this notice.)

●ログインID

議決権行使書用紙に記載されている

「株主番号」

●パスワード

議決権行使書用紙に記載されている

「郵便番号(ハイフンなし)」

※3月末以降に住所変更のお届けをされている場合は、3月末時点の登録ご住所の郵便番号をご入力ください。

※一度お申込みいただいた場合、二回目以降の登録はできません。

※メールアドレスに誤りがあると登録確認のメールをお届けすることができません。

ご登録の際は必ずメールが受信できる正しいメールアドレスをご入力ください。

※迷惑メールフィルターなどで受信を制限されていると、登録内容確認用のメールを受信することができない場合があります。

「@srdb.jp」のドメインを受信可能な状態にしてください。

※ご提供いただきました情報は本件以外に使用することはございません。

今回の株主総会以降も書面のご送付を希望される場合は、別途、証券会社または株主名簿管理人に「書面交付請求」のお手続きをお申し出ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、本社機能の拡充、業務の効率化、および優秀な人材の確保を図るため、現在東京都豊島区所在の本社を2025年4月に東京都港区港南1丁目8-15 Wビル21階に移転することを予定しております。

そのため、当社定款第3条（本店の所在地）に定める本店所在地を「東京都豊島区」から「東京都港区」に変更するものであります。

また、当社定款第3条の本店所在地に関する規定を変更するとともに、当該変更の効力発生日を取締役会において決定する本店移転日とするため当社定款附則第2条に所要の規定を設けるものであります。

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都豊島区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。
附則 第1条 (条文省略) (新 設)	附則 第1条 (現行どおり) 第2条 <u>定款第3条（本店の所在地）の変更は、2025年3月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本条は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会は、指名・報酬諮問委員会での審議を踏まえ、指名の手続きは適切であり、各候補者の業務執行状況及び取締役会全体の実効性の観点から当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	しば さき 柴 崎 ひろし 浩	代表取締役社長	再任
2	は た の 波多野 たけし 剛	取締役（販売代理店事業担当）	再任
3	みや もと 宮 本 さとし 聡	取締役（経営管理、人事、財務経理及び業務担当） 執行役員	再任
4	うち だ よし のり 内 田 好 則	取締役（総代理店事業及び営業推進担当）	再任
5	す わ さと し 諏 訪 聡 志	執行役員業務部長	新任
6	どう がき ない しげ はる 堂垣内 重 晴	社外取締役	再任 社外 独立
7	すぎ やま すみ お 杉 山 純 男	—	新任 社外 独立

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

しば さき ひろし
柴 崎 浩 (1965年4月23日生)

所有する当社の株式数…………… 89,400株
在任年数…………… 14年
取締役会出席状況…………… 18/18回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1986年8月	松永歯科医院入社	2015年4月	取締役(営業及びマーケティング担当)執行役員
1991年8月	株式会社ヘルツ入社	2017年4月	取締役(不整脈営業担当)執行役員
1998年12月	営業部長	2017年6月	常務取締役(不整脈営業担当)執行役員
2003年1月	取締役営業本部長	2018年4月	常務取締役(不整脈営業担当)
2004年2月	株式会社ヘルツとディーブイエック スジャパン株式会社の合併により当 社取締役ヘルツ事業部長	2018年6月	取締役副社長(営業全般及び不整脈 担当)
2007年6月	執行役員ヘルツ事業本部長	2019年4月	代表取締役副社長
2010年4月	執行役員営業統括本部長	2019年6月	代表取締役社長(現任)
2010年6月	取締役執行役員営業統括本部長	2020年11月	株式会社MSS取締役会長(現任)
2012年4月	取締役(営業担当)		

取締役候補者とした理由

柴崎 浩氏は、当社入社以来、主に営業に関する分野に携わり、取締役に就任して以来、営業全般を統括し、豊富な経験と見識を有しております。現在は、代表取締役社長として経営全般を統括し業務拡大を推進していることから、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

は た の たけし
波多野 剛

(1977年3月13日生)

所有する当社の株式数…………… 23,800株
在任年数…………… 1年
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2000年4月	日本フード株式会社（現 関東日本 フード株式会社）入社	2019年4月	執行役員中日本第一営業部長
2004年4月	当社入社	2023年4月	執行役員中日本第三営業部長
2015年4月	第四営業部長	2023年6月	取締役（販売代理店事業担当）（現任）

取締役候補者とした理由

波多野 剛氏は、当社入社以来、主に営業に関する分野に携わり、また、取締役に就任して以来、販売代理店事業部門を統括し、豊富な経験と見識を有しております。引き続きこれらの経験と見識を活かし営業部門の業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

みやもと さとし
宮本 聡

(1959年5月24日生)

所有する当社の株式数…………… 3,100株
在任年数…………… 6年
取締役会出席状況…………… 18/18回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1983年4月	野村證券株式会社入社	2019年4月	取締役（財務経理及び業務担当） 執行役員業務部長
2013年8月	当社入社	2021年4月	取締役（財務経理及び業務担当）
2014年4月	内部監査室長	2023年6月	取締役（経営管理及び人事担当、 財務経理及び業務担当）執行役員 （現任）
2018年4月	執行役員		
2018年6月	取締役（財務経理及び業務担当） 執行役員		

取締役候補者とした理由

宮本 聡氏は、当社入社以来、内部監査室長並びに財務経理及び業務担当執行役員としての職務に携わり、財務・経理に関し豊富な経験と見識を有しております。取締役に就任した後は経営管理部門、人事部門、財務経理部門及び業務部門を担当し、適切な経営管理・人事・財務・経理体制の整備を推進していることから、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

うちだ よしのり
内田 好則

(1964年10月21日生)

所有する当社の株式数…………… 42,600株
在任年数…………… 3年
取締役会出席状況…………… 18/18回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1985年 4月	株式会社いそ社入社	2012年 4月	第五営業部長
1998年 4月	当社入社	2017年 4月	執行役員
2006年 4月	ヘルツ営業部第一営業部長	2021年 6月	取締役（販売代理店事業担当）執行役員
2007年 10月	ヘルツイースト営業本部営業部長	2023年 6月	取締役（総代理店事業及び営業推進担当）（現任）
2008年 10月	ヘルツイースト営業本部 市場開拓部長		
2010年 4月	営業統括本部ヘルツ営業本部 営業第一部長		

取締役候補者とした理由

内田 好則氏は、当社入社以来、主に営業部門における職務に携わり、営業全般に関して豊富な経験と見識を有しております。現在は総代理店事業部門及び営業推進部門を統括し、同部門の強化を推進していることから、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

す わ さとし
諏訪 聡志

(1974年1月25日生)

所有する当社の株式数…………… 11,000株

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

1995年 6月	当社入社
2012年 4月	業務部長
2017年 4月	財務経理部長
2021年 4月	執行役員業務部長（現任）

取締役候補者とした理由

諏訪 聡志氏は、当社入社以来、主に財務経理及び業務部門における職務に携わり、財務・経理に関して豊富な経験と見識を有しております。現在は財務経理及び業務担当執行役員として、同部門の強化を推進していることから、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

どうがきない しげ はる
堂垣内 重 晴

(1949年5月11日生)

所有する当社の株式数…………… 1,100株
在任年数…………… 9年
取締役会出席状況…………… 18/18回

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1973年4月	株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行	2015年6月	株式会社アサシテ社外取締役
2003年5月	株式会社テクノ菱和入社	2015年6月	当社社外取締役(現任)
2003年6月	同社取締役	2015年6月	株式会社たち吉代表取締役専務(現任)
2007年1月	同社常務取締役		
2014年4月	同社専務取締役		

【重要な兼職の状況】

株式会社たち吉代表取締役専務

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

堂垣内 重晴氏は、豊富な経験や幅広い見識を有しており、それらに基づく健全かつ効率的な経営を推進するための助言と経営の監督機能を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、株式会社たち吉の代表取締役専務として直接会社経営にも関与されており、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

【独立性に関する事項】

当社は、堂垣内 重晴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、当社は同取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、同氏は当該独立性基準を満たしております。

候補者番号

7

すぎ やま すみ お
杉 山 純 男 (1954年7月22日生)

所有する当社の株式数…………… 一株

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

社外

1977年 3月	ボシユロム・ジャパン株式会社入社	2007年 8月	ソーリン・ジャパン株式会社 (現 リヴァノヴァ株式会社) 代表取締役
1988年 2月	ニッポンリーバB.V.入社		
1991年 9月	メドトロニック・ジャパン株式会社 入社	2018年 8月	株式会社iCorNet研究所 事業化担 当取締役 (現任)
2002年 12月	ベクトン・ディッキンソン株式会社 入社		
2006年 4月	日本エラメディカル株式会社入社		

独立

【重要な兼職の状況】

株式会社iCorNet研究所 事業化担当取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

杉山 純男氏は、主としてメディカル製品の営業、マーケティングおよびマネジメントに関し、約40年に渡る経験があり、それらに基づく健全かつ効率的な経営を推進するための助言と経営の監督機能を期待し、当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、本格的な消費財マーケティングも経験し医療機器業界にあっては数少ないマーケティング専門家としての知見があり、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

【独立性に関する事項】

当社は東京証券取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、杉山 純男氏は当該独立性基準を満たしております。また、当社は、同氏の選任が承認された場合は、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 堂垣内 重晴氏及び杉山 純男氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は堂垣内 重晴氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。堂垣内 重晴氏の選任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は杉山 純男氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を当社と同氏との間で締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 当社は取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額会社負担としております。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されることとなります。各候補者の新任及び再任が承認された場合には、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、各候補者の任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案**監査等委員である取締役3名選任の件**

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	みやがわ たけし 宮川 猛	取締役（監査等委員）	再任
2	のじま とおる 野島 透	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立
3	たのうえ あきこ 田上 昭子	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

みやがわ たけし
宮川 猛 (1976年8月27日生)

所有する当社の株式数…………… 37,700株
在任年数…………… 2年
取締役会出席状況…………… 18/18回
監査等委員会出席状況…………… 21/21回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1998年12月	株式会社医療ソフトサポートセンター (現株式会社MSS) 入社	2019年4月	当社内部監査室長
2001年4月	当社入社	2019年6月	株式会社MSS代表取締役 (現任)
2002年12月	株式会社MSS取締役	2019年9月	株式会社日誠メディテック代表取締役 (現任)
2018年4月	当社業務部長	2021年4月	当社執行役員内部監査室長
		2022年6月	取締役 (監査等委員) (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社MSS代表取締役
株式会社日誠メディテック代表取締役

監査等委員である取締役候補者とした理由

宮川 猛氏は、主に業務、内部監査に関する分野に携わり、豊富な経験と見識を有しております。現在もそれらを当社の監査に活かしていただいていることから、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期待し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

の しま とおる
野 島 透 (1960年10月13日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
在任年数…………… 4年
取締役会出席状況…………… 18/18回
監査等委員会出席状況…………… 21/21回

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1985年4月	鈴木税理士事務所入所	2009年7月	朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員
1992年11月	監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社	2019年7月	野島透公認会計士事務所所長（現任）
2002年7月	朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）社員	2020年6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）

【重要な兼職の状況】

野島透公認会計士事務所所長

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

野島 透氏は、公認会計士として培われた専門的な知識と豊富な経験を有しており、現在もそれらを当社の監査に活かしていただいていることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

【独立性に関する事項】

当社は、野島 透氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、当社は同取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、同氏は当該独立性基準を満たしております。

候補者番号

3

たの う え あ き こ
田 上 昭 子

(1967年3月5日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
在任年数…………… 2年
取締役会出席状況…………… 18/18回
監査等委員会出席状況…………… 21/21回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

社外

2001年12月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 2022年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

独立

2006年12月 コスモス法律事務所入所 同事務所
パートナー（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

田上 昭子氏は、弁護士として培われた専門的な知識と豊富な経験を有しており、現在もそれらを当社の監査に活かしていただいていることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

【重要な兼職の状況】

コスモス法律事務所パートナー

【独立性に関する事項】

当社は、田上 昭子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、当社は同取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、同氏は当該独立性基準を満たしております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 野島 透氏及び田上 昭子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 野島 透氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 田上 昭子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は宮川 猛氏、野島 透氏及び田上 昭子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。宮川 猛氏、野島 透氏及び田上 昭子氏の再任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は監査等委員である取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており保険料は全額会社負担としております。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されることとなります。各候補者の再任が承認された場合には、各候補者の任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

<ご参考>

議案を原案どおり承認可決いただいた場合、取締役会の構成及び各取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	年齢 (歳)	在任 年数	独立 社外	性別	指名・ 報酬諮 問委員 (※)	スキル・キャリア								
						企業経営 経営戦略	監査	マーケティング 営業	財務会計 金融	人事労務	法務 リスク管理	技術開発	ICT DX	
取締役	柴崎 浩	59	14		男性	●	●		●				●	
	波多野 剛	47	1		男性		●		●					
	宮本 聡	65	6		男性		●	●		●				●
	内田 好則	59	3		男性		●		●					
	諏訪 聡志	50			男性					●				●
	堂垣内重晴	75	9	●	男性		●		●	●	●			
	杉山 純男	69		●	男性		●		●				●	
取締役 監査等 委員	宮川 猛	47	2		男性			●						●
	野島 透	63	4	●	男性	●		●		●				
	田上 昭子	57	2	●	女性	●		●			●	●		

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2022年6月28日開催の第36期定時株主総会において補欠取締役に選任されました鈴木 乃里子氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされており、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

すずきのりこ
鈴木 乃里子

(1957年12月29日生)

所有する当社の株式数…………… 一株

社外

独立

【略歴及び担当】

1981年 3月	監査法人中央会計事務所入所	2015年 10月	鈴木乃里子公認会計士事務所開設 (現在に至る)
1989年 3月	中央クーパーズ・アンド・ライブラ ンド国際税務事務所(現PwC税理士 法人)入所	2020年 4月	フロンティア不動産投資法人監督役員 (現任)
1992年 10月	監査法人朝日新和会計社(現有限責 任あずさ監査法人)入社	2021年 6月	西松建設株式会社社外取締役(監査 等委員)(現任)
		2022年 6月	社外取締役(監査等委員・補欠)

【重要な兼職の状況】

フロンティア不動産投資法人監督役員
西松建設株式会社社外取締役(監査等委員)

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鈴木 乃里子氏は、公認会計士として培われた専門的な知識と豊富な経験を有しており、それらを当社の監査に活かしていただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に關与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

【独立性に関する事項】

当社は東京証券取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、鈴木 乃里子氏は当該独立性基準を満たしております。

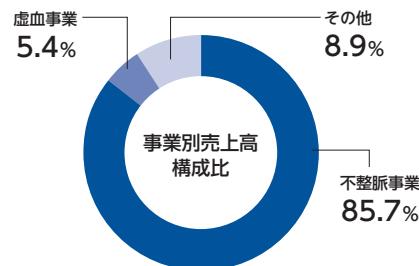
- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木 乃里子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 鈴木 乃里子氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。鈴木 乃里子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 株式会社の現況に関する事項

	第38期 (2024年3月期)	前期比
売上高	45,851,074千円	96.6%
営業利益	653,152千円	48.7%
経常利益	662,500千円	49.0%
当期純利益	172,913千円	18.5%



(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度に日経平均株価が最高値を更新しました。この要因として、アメリカ経済が好調であるとともに、FRB（連邦準備制度理事会）がフェデラルファンド金利を5.5%に引き上げる一方、日本銀行の政策金利がほぼ0%という金利差の違いによって、為替相場がより円安傾向になったことから、輸出関連企業の業績が堅調に推移したことがあげられます。しかしながら、円安傾向によって、物価の高騰を受ける等の影響も出始めています。今後もアメリカ経済の動向次第で、日本経済に大きな影響を及ぼすことが予想されます。また、地震等の自然災害も多発しており、今後、大規模な自然災害の発生によっては思わぬ影響を受けることがあり得ます。

医療機器業界におきましても、物価の高騰や賃金の上昇といった経済社会情勢が医療機関の経営環境や人材確保にも大きな影響を与えており、医療現場における業務効率化の促進、質の高い効率的・効果的な医療提供体制の構築が求められています。

このような情勢のもと、当社では、持続可能な医療環境の整備の一翼を担うべく、医療機関のニーズを捉えた最適な商品やサービスの提案に努め、医療の安全、安心のために安定して商品を提供し続けることを使命とし企業活動を行ってまいりました。

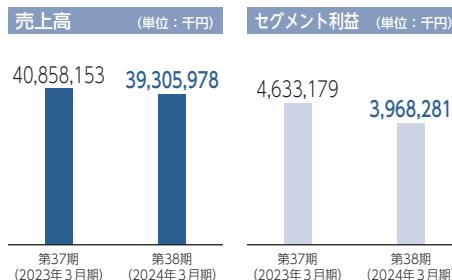
これらの結果、当事業年度の売上高は45,851,074千円（前期比3.4%減）、営業利益653,152千円（同51.3%減）、経常利益662,500千円（同51.0%減）、当期純利益172,913千円（同81.5%減）となりました。

セグメント別の売上状況は次のとおりです。

不整脈事業

売上高 **39,305** 百万円 (前期比96.2%)

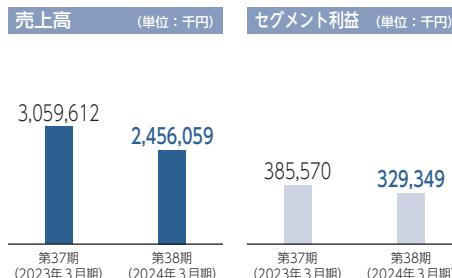
一部の主要な取引先を喪失した影響により、当事業年度の売上高は39,305,978千円(前期比3.8%減)、セグメント利益は3,968,281千円(同14.4%減)となりました。



虚血事業

売上高 **2,456** 百万円 (前期比80.3%)

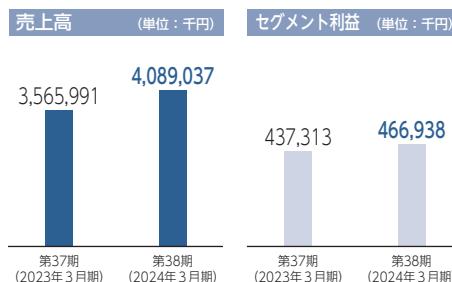
エキシマレーザ血管形成システムの取り扱い高が縮小したことから、当事業年度の売上高は2,456,059千円(前期比19.7%減)、セグメント利益は329,349千円(同14.6%減)となりました。



その他

売上高 **4,089** 百万円 (前期比114.7%)

外科、脳外科関連商品等が好調に推移したことから、当事業年度の売上高は4,089,037千円(前期比14.7%増)、セグメント利益は466,938千円(同6.8%増)となりました。

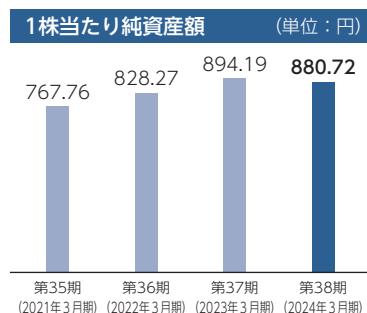
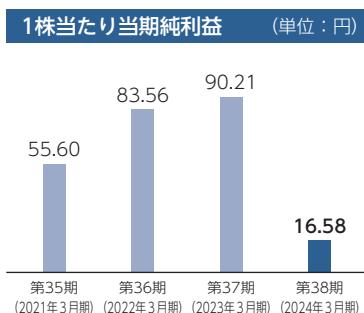
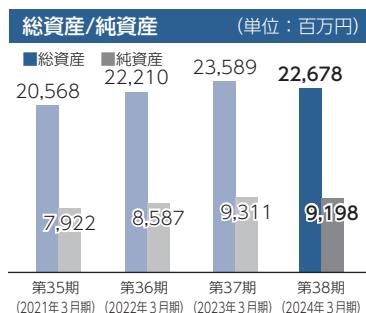
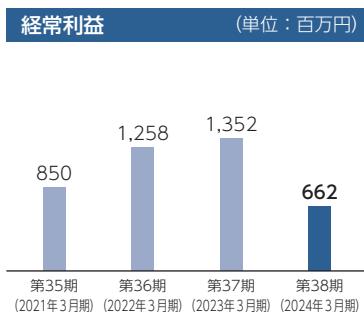


(2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は272,221千円で、その主なものは、レンタル機、営業用デモ・バックアップ機に係る投資であります。

その所要資金は自己資金をもって充ちいたしました。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



区分		第35期 2021年3月期	第36期 2022年3月期	第37期 2023年3月期	第38期 (当事業年度) 2024年3月期
売上高	(百万円)	41,007	45,496	47,483	45,851
経常利益	(百万円)	850	1,258	1,352	662
当期純利益	(百万円)	572	863	936	172
1株当たり当期純利益	(円)	55.60	83.56	90.21	16.58
総資産	(百万円)	20,568	22,210	23,589	22,678
純資産	(百万円)	7,922	8,587	9,311	9,198
1株当たり純資産額	(円)	767.76	828.27	894.19	880.72

(4) 対処すべき課題

当社は、継続的な成長を実現していくために、以下の事項を課題と認識しております。

① 利益率、生産性向上

近年においては、顧客である医療機関からは、償還価格の引き下げによる値下げ要請、あるいは医療経営環境改善のための値下げ要請への対応が求められる傾向が継続しており、当社においても一層の効率化や合理化が求められていると認識しております。独自製品拡充、自社企画品投入、仕入先企業との協力関係の構築に加え、DX推進による物流・事務の効率化への取組みを行っております。

② 地域的依存度低減

当社は、主力の不整脈事業において、関東地区に特化した営業展開をしてきた経緯から、同地区への売上依存度が非常に高い状況にあります。そのため、さらなる業容拡大を目指すためには、不整脈事業の営業エリアを拡大することが不可欠であるとの認識を持っております。今後も、コア事業の競争力保持のために資本効率を意識しながら更なる販売拡大、全国展開を図ります。

③ 強靱な事業ポートフォリオ

不整脈分野の販売代理店事業中心の事業構成のリスク分散及び当社の持続的成長の観点から、輸入総代理店機能の強化、独自製品・自社企画品の開発力強化に取り組みます。顧客ニーズにあった医療機器をいち早く、継続的に提案するために、常に国内外の最新医療情報を把握し新商品の早期の販売権獲得と、迅速な薬事承認の取得が求められるところであります。

特に、虚血事業における取扱商品の充実が急務とされているため、自社開発製品である自動造影剤注入装置「RAQUOS インジェクションシステム」の国内普及に向けた取組みや、マーケティング部門や薬事部門の活動による製品導入の取組みに加え、研究開発部門の機能強化や営業部門の組織強化等により主力商品の育成に取り組んでおります。

④ 新たな成長基盤の強化（市場）

新たな成長市場の獲得のために独自製品の海外輸出に取り組んでおります。既に輸出実績のある不整脈シミュレーター「EPSトレーナー」に加え、「RAQUOS インジェクションシステム」の海外輸出開始に向けた準備を開始しております。

⑤ 成長基盤の強化（組織）

持続的成長のためには組織・人材の支えが必要であり、その強化が課題となります。そのために女性活躍の促進はもちろん多様な人材の活用に取り組みます。働きやすい職場環境の提供、能力開発のための教育を進めてまいります。

⑥ ESGに関する取り組み

当社は、「生命と健康を守る」をパーパスに掲げ、医療業界で「患者・医師・医療関係者にとって有益な製品・サービスを提供し、最適な医療の普及に貢献する」ことをミッションとし、現在と未来の社会・環境に対する責任を自覚しながら事業活動を行うことを目指しております。

以下のとおりESGに関する方針を定め、それぞれの課題に継続的に取り組むことで持続的に企業価値を高めてまいります。課題への取組状況は当社ホームページで継続的に公開してまいります。

(E) Environment 環境に関する方針	(S) Social 社会への貢献に関する方針	(G) Governance コーポレートガバナンスに関する方針
<p>当社は、社会生活、企業活動の基盤である自然環境の負荷軽減に貢献します。また、医療業界におけるソリューションリーダーとして、未来を見据え、効率的な資源利用と環境保全に配慮した事業活動を行います。</p>	<p>当社は、『心』ある多様な人材を持続的競争優位の源泉と考え、全ての従業員がいきいきと働くことができる職場環境を整備し、幸せな生活と人生の基盤を提供します。また、従業員の創造的な活動を通じて、社会全体への最適な医療の提供に貢献します。</p>	<p>当社は、自然環境、社会環境といった環境の変化に柔軟に対応し、果敢に挑戦することができるリスク管理体制を構築、維持します。また、社会やステークホルダーに対する責任を自覚し、その信頼に応えるため、適切な牽制機能を備え、透明性の高い情報開示を行います。</p>
重要課題	重要課題	重要課題
<p>消費電力の削減 ガソリン使用量の削減 資源の有効活用</p>	<p>安全な職場環境 ダイバーシティ（D&I）の推進 働きがいの創出 地域社会への貢献 公正な取引の推進 サプライチェーンのサステナビリティ</p>	<p>コーポレートガバナンス体制の強化 内部統制システムの適正な運用 情報セキュリティマネジメント体制強化 災害レジリエンスの強化 透明性の高い情報公開 コンプライアンス推進 リスク管理体制の適正な運用 役員報酬・指名決定手続</p>

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社の事業内容は商品に応じて「不整脈事業」、「虚血事業」、「その他」に区分されます。

以下、各事業について説明いたします。

① 不整脈事業

不整脈とは、心臓を動かす刺激の発生又は刺激が伝わる伝導路の異常によって心臓のリズムが乱れる疾患のことで、脈が遅くなる徐脈、速くなる頻脈、脈が飛ぶ期外性収縮の3つに分けられます。原因としては、先天的なもの以外に加齢や喫煙、ストレス等によって引き起こされるといわれております。

不整脈事業においては、徐脈、頻脈、期外性収縮の治療に用いる心臓ペースメーカ、アブレーションカテーテル（心筋焼灼術用カテーテル）、ICD（植込み型除細動器）、検査用電極カテーテルが主力商品となっております。当事業はこれら不整脈の検査・治療のための医療機器を関東地域を中心に、医療機器輸入商社及び国内医療機器メーカーから仕入れ、主に医療施設に対し卸売会社として販売しております（販売代理店業）。

② 虚血事業

虚血とは、血管の狭窄又は閉塞により組織への血流が不十分もしくは途絶している状態を指します。虚血により引き起こされる虚血性疾患としては、心臓の冠動脈で起こる心筋梗塞や狭心症、脳の血管で起こる脳梗塞等が代表的なものです。原因となる動脈硬化は糖尿病や高血圧、高脂血症等によって進行し、肥満や喫煙、運動不足、ストレスの多い生活等も動脈硬化を促進させるといわれております。

虚血事業においては、虚血性疾患の検査・治療のための医療機器を、国内外の医療機器メーカーより直接仕入れ、主として全国の医療機器販売代理店を経由して、医療施設に販売しております（国内総代理店業）。このため、全国主要都市において虚血事業を中心とした営業拠点を既に展開しております。

なお、国内で医療機器として流通させるためには厚生労働省の薬事承認を取得する必要があり、当社は有望な医療機器を国内外に見出すためにマーケティングを担当する部門や、薬事承認及び品質保証を担当する部門を設置しております。

また、不整脈事業と同様の形態をとり、虚血分野の検査・治療に用いる医療機器を輸入商社や国内医療機器メーカーから仕入れ、販売代理店として医療施設等に対し販売を行っております。

当事業の主な取扱商品は、当社が製造販売業者の認証を有する自動造影剤注入装置「RAQUOS インジェクションシステム」等であります。

③ その他

「その他」においては、脳外科商品、一般外科商品、消化器商品、放射線防護用品等、主力事業である不整脈事業及び虚血事業に属さない商品の販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都豊島区
北海道営業所	北海道札幌市中央区
仙台営業所	宮城県仙台市青葉区
茨城営業所	茨城県つくば市
千葉営業所	千葉市川市
群馬営業所	群馬県前橋市
埼玉営業所	埼玉県さいたま市大宮区
栃木営業所	栃木県河内郡
東京第一営業所／東京第二営業所／東京第三営業所	東京都豊島区
八王子営業所	東京都八王子市
横浜第一営業所	神奈川県横浜市金沢区
横浜第二営業所	神奈川県横浜市戸塚区
山梨出張所	山梨県甲府市
沼津営業所	静岡県沼津市
静岡営業所	静岡県静岡市葵区
浜松営業所	静岡県浜松市中央区
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
近畿営業所	大阪府大阪市淀川区
福井営業所	福井県福井市
岡山営業所	岡山県岡山市
福山営業所	広島県福山市
広島営業所	広島県広島市西区
島根出張所	島根県松江市
九州営業所	福岡県久留米市
宮崎出張所	宮崎県延岡市
沖縄出張所	沖縄県那覇市
物流センター	東京都大田区

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
316 (31) 名	3名減 (8名増)	39.3歳	7.9年

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数は就業人員(執行役員7名を除き、嘱託社員2名を含む。)であります。
3. 臨時雇用者数(人材派遣会社からの派遣社員を除き、パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 | 株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 44,000,000株
(2) 発行済株式の総数 10,444,556株 (自己株式335,444株を除く)
(3) 当事業年度末の株主数 4,669名
(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社MSS	3,479,600株	33.31%
株式会社UH Partners 2	926,300株	8.87%
光通信株式会社	771,500株	7.39%
株式会社UH Partners 3	716,500株	6.86%
泉工医科工業株式会社	322,000株	3.08%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	226,100株	2.16%
株式会社エスアイエル	160,600株	1.54%
宮川 元	136,000株	1.30%
戸田 幸子	134,400株	1.29%
村吉 真美、他2名	132,000株	1.26%

- (注) 1. 当社は、自己株式を335,444株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外役員を除く)	26,000株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4.会社役員に関する事項 (2) 取締役の報酬等の額」に記載しております。

3 | 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2024年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	柴 崎 浩	
取締役	波多野 剛	販売代理店事業担当
取締役	宮 本 聡	経営管理、人事、財務経理及び業務担当、執行役員
取締役	鍋 谷 正 行	開発製品事業担当、執行役員
取締役	内 田 好 則	総代理店事業及び営業推進担当
取締役	堂垣内 重 晴	株式会社たち吉代表取締役専務
取締役 (監査等委員・常勤)	宮 川 猛	株式会社MSS代表取締役 株式会社日誠メディテック代表取締役
取締役 (監査等委員)	野 島 透	野島透公認会計士事務所所長
取締役 (監査等委員)	田 上 昭 子	コスモス法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役 堂垣内重晴氏並びに取締役 (監査等委員) 野島透氏及び田上昭子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
2. 取締役 (監査等委員) 野島透氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 業務執行取締役との常時意見交換により十分な情報収集を行うとともに、内部監査室との十分な連携を可能とする体制により監査・監督の実効性、機能強化を図るため、宮川猛氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
長谷川 潤	2023年4月11日	辞任	取締役 はま司法書士事務所 GLOVACC株式会社社外取締役 (監査等委員)
平能 直弘	2023年6月27日	任期満了	取締役

5. 当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
波多野 剛	執行役員	取締役 販売代理店事業担当	2023年6月27日
宮本 聡	取締役 財務経理及び業務担当	取締役 経営管理、人事、財務経理 及び業務担当 執行役員	2023年6月27日
鍋谷 正行	取締役 総代理店事業及び開発製品事 業担当 常務執行役員	取締役 開発製品事業担当 執行役員	2023年6月27日
内田 好則	取締役 販売代理店事業担当 執行役員	取締役 総代理店事業及び営業推進担当	2023年6月27日

(2) 取締役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)							
		固定報酬		業績連動報酬等 (賞与)		株式報酬		その他	
		支給 人数	金額	支給 人数	金額	支給 人数	金額	支給 人数	金額
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	148,001 (5,625)	8名 (2名)	121,686 (5,625)	— (—)	— (—)	3名 (—)	22,185 (—)	1名 (—)	4,130 (—)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	25,512 (10,512)	3名 (2名)	25,512 (10,512)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
合 計	173,513	11名	147,198	—	—	3名	22,185	1名	4,130

- (注) 1. 上記には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、2024年3月31日現在の取締役に対して当事業年度の在任期間に応じて支給された報酬等の額及び、2023年6月27日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び、2023年4月11日付で辞任した社外取締役に對して2023年4月から退任時まで支給された報酬等の額を記載しております。
3. 株式報酬は、当事業年度に付与した譲渡制限付株式報酬のうち当事業年度に費用計上すべき金額を記載しております。
4. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬限度額は、2020年6月24日開催の第34期定時株主総会において年額250,000千円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名 (うち社外取締役2名) です。
5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年6月24日開催の第34期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
6. 取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式に関する報酬の総額は、2020年6月24日開催の第34期定時株主総会において年額80,000千円以内且つ80千株以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) の員数は5名です。

② 非金銭報酬等（株式報酬）の内容

非金銭報酬等（株式報酬）の内容は、当社普通株式であり、その株式数は以下のとおりです。また、当株式には、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに関する条件を付しております。

取締役 3名 26,000株

③ 当社の役員が受ける報酬等の決定に関する方針

当社は、2022年5月16日開催の取締役会において、次の役員報酬方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が、当該方針及び指名・報酬諮問委員会の答申をもとに、2023年6月27日開催の取締役会の決議により決定されていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ア. 役員報酬方針策定の目的

当社は、誠実で透明性のある経営体制を構築、維持し、企業価値を継続的に高めることを本方針策定の目的とします。

イ. 役員報酬の基本的な考え方

- ・業績及び中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とし、株主と価値を共有するものとします。
- ・当社役員の役割及び職責に相応しい水準とします。
- ・社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の審議を経ることで、客観性及び透明性を確保します。

ウ. 役員報酬の水準

役員報酬の水準については、当社の事業内容及び経営環境における各種ファンダメンタルズを考慮しつつ、時価総額や営業利益水準等で当社と同規模企業における役員報酬水準を参考とし、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において取締役会決議により決定します。

エ. 報酬の種類

・固定報酬

事業計画における定性目標への貢献度と職責に応じた役位ごとの固定金銭報酬といたします。

・業績連動報酬

短期のインセンティブ報酬として、期末ROEが10%以上であることを支給条件とし、過去3事業年度における最高営業利益（A）の110%以上（B、業績連動報酬支給前の営業利益とします。）を達成した場合に、BとAの差分の20%を支給総額の限度として役位に応じ支給するものとします。

なお、この支給計算方法は、3年ごとに見直しいたします。

・株式報酬

中長期のインセンティブ報酬として、株主の皆様と利害共有を図り、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるため、役位に応じた譲渡制限付株式報酬制度による株式報酬とします。

オ. 報酬の構成

・取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）

職責に応じた役位ごとの固定報酬、事業年度ごとの会社業績や取締役の個別業績評価等に基づき変動する業績連動報酬及び中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるための株式報酬の構成としています。なお、業績連動報酬は後述K P I が未達成の場合、支給されません。

固定報酬	業績連動報酬（賞与）	株式報酬
60%程度	20%程度	20%程度

・社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）

監査等委員でない社外取締役の報酬等は、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督するという役割に鑑みて、固定報酬のみとします。

固定報酬	業績連動報酬（賞与）	株式報酬
100%	—	—

・監査等委員である取締役

監査等委員である取締役（常勤）の報酬等は、客観的立場から当社経営を監督・監査する役割等に鑑みて、固定報酬のみの構成としています。また、監査等委員である社外取締役の報酬等も、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督・監査するという役割に鑑みて、固定報酬のみとします。

固定報酬	業績連動報酬（賞与）	株式報酬
100%	—	—

カ. ガバナンス

・指名・報酬諮問委員会

当社は、取締役の報酬の決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保すること等を目的として委員の過半数が社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置いたします。

・報酬の決定方法

取締役の報酬額は、株主総会でご承認いただいた報酬枠の範囲内で、指名・報酬諮問委員会の審議を通じ、本方針に基づき、各取締役の役割、貢献度、業績評価、K P I（R O E、営業利益）達成度に基づき、決定いたします。

キ. 役員報酬枠

役員の報酬枠は、2020年6月24日開催の当社第34期定時株主総会において以下のようにご承認いただいております。

- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

- 【金銭報酬】

- 年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の場合、使用人部分を含まない。）とする旨ご承認いただいております。なお、業績連動報酬は年額80百万円以内で運用しております。

- 【株式報酬】

- 年額 80百万円以内且つ80千株以内（ただし、使用人兼務取締役の場合、使用人部分を含まない。また、社外取締役を対象としない。）とする旨ご承認いただいております。

- 監査等委員である取締役

- 【金銭報酬】

- 年額 50百万円以内

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役 宮川猛氏及び社外取締役の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険料は全額会社負担としております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを認識しながら行った行為の場合等一定の免責事由があります。

(5) 社外役員に関する事項

① 兼職の状況及び当社との関係

兼職の状況につきましては、「(1) 取締役の氏名等」に記載のとおりです。

② 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
取締役	堂垣内 重 晴	18/18回 (100%)	—	豊富な経験と幅広い見識に基づく企業経営者の見地から、当社の経営上有用な発言等を行っております。
取締役 (監査等委員)	野 島 透	18/18回 (100%)	21/21回 (100%)	主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言等を行っております。 なお、当事業年度において、左記の監査等委員会のすべてに出席し、適宜必要な助言を行っておりました。 また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、役員の報酬の審議では適宜必要な発言を行いました。
取締役 (監査等委員)	田 上 昭 子	18/18回 (100%)	21/21回 (100%)	主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言等を行っております。 なお、当事業年度において、左記の監査等委員会のすべてに出席し、適宜必要な助言を行っておりました。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として、役員の報酬の審議では適宜必要な発言を行いました。

5 | 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

- ①当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査受嘱者に悪意又は重大な過失があった場合を除き、監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として監査委嘱者から受け、もしくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。
- ②監査受嘱者の行為が①の要件を充足するかどうかについては、監査委嘱者がこれを判断し、速やかに監査受嘱者に結果を通知するものとしております。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。なお、当社は2020年6月24日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

(最終改定 2022年6月1日)

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社は、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であると認識し、取締役及び使用人が、法令、定款及び社内規程、業界の自主ルールの遵守はもとより、企業人として企業理念、社会規範、倫理に則して行動するための規範として「コンプライアンス・マニュアル」「DVx行動ガイドライン」を制定し、周知徹底を図る。
- イ. リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス及び不正行為を含むリスク評価を行うとともに、コンプライアンス体制の確立・推進を目的とした全社的取組みを策定する。
- ウ. コンプライアンスの徹底を図るため、経営管理部が、コンプライアンスへの取組みを横断的に統括し、教育及び周知を行う。
- エ. 使用人による職務の遂行が法令等に違反することなく適切にされているかをチェックするため、内部監査室が、業務監査を実施し、監査内容を代表取締役及び取締役会に報告する。
- オ. 内部通報規程に基づき、法令等に違反する行為又は反倫理行為を通報する制度を策定し、利用促進を図る。
- カ. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に関する記録や、取締役の職務の執行に係る重要な文書や情報（電磁的記録を含む）は、法令、情報セキュリティ規程に従い、適切に保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会にて、当社の成長規模、市場の変化等を考慮し、組織横断的にリスク管理を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 取締役の職務執行が適切かつ効率的に行われるよう取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定め、権限・責任の明確化を図る。

- イ. 取締役会は、年度計画、中期経営計画に基づき各担当取締役及び執行役員に対しその進捗状況についての報告を求め、発生した課題等に対して協議を行い必要な対策を講じる。
- ウ. 代表取締役及び各部門を所管する取締役及び執行役員により、経営会議を定期的に開催し、経営上必要な事項や職務執行上の問題点について協議を行う。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には親会社及び子会社の何れも存在しないため定めない。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会は、職務の実効性を高めるため常勤の監査等委員を置く。また、監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議の上、補助する使用人を置く。

⑦ 前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の監査業務を補助する使用人の人事異動、評価等については、監査等委員会の同意を必要とする。当該使用人は、監査業務の範囲においては取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮を外れ、監査等委員の指示に従い業務を行う。

⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ア. 取締役及び使用人は、監査等委員会に対し以下の場合について迅速な報告を行う。
 - ・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合
 - ・取締役の職務遂行に関する不正の行為を発見した場合
 - ・法令又は定款に違反する重要な事実を発見した場合
- イ. 上記ア. のほか、当社は、内部通報規程に基づく通報制度を設けており、取締役及び使用人は、違法行為等を内部監査室及び社外監査等委員又は人事部に報告することができる。
- ウ. 取締役は、取締役会において担当職務の執行の状況を報告する。
- エ. 上記ア. 乃至ウ. にかかわらず、監査等委員会は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

⑨ **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、前号の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

⑩ **監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。

⑪ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ア. 監査等委員会は、代表取締役と会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について相互認識を深めるため、定期的に意見交換を行う。
- イ. 監査等委員会は、内部監査室から内部監査結果の報告を受けるとともに、内部監査室及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、緊密な連携を保つ。

⑫ **財務報告の適正性を確保するための体制**

当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効かつ適切に運用するとともに、継続的に整備・運用評価・有効性の確認を行い、必要があれば改善を行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① **コンプライアンス体制**

- ア. 当社は、法令等を誠実に遵守することを「コンプライアンス・マニュアル」及び「DVx行動ガイドライン」に定め、取締役及び執行役員その他の使用人への周知・浸透を図っております。また、年1回、全社向けのコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスに関する啓発・教育を行っております。
- イ. 当社は、リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設け、内部統制、リスク管理、コンプライアンス推進の統合的な管理を図っており、半期ごとに定時のリスク・コンプライアンス委員会を開催しております。当事業年度において2回のリスク・コンプライアンス委員会が開催されております。

② リスク管理体制

当社は、リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設けております。リスク・コンプライアンス委員会は、各部門が対応すべきリスクの評価及びリスク対応実施計画並びにリスク対応実施結果を取締役に報告しており、半期ごとに定時のリスク・コンプライアンス委員会を開催しております。当事業年度において2回のリスク・コンプライアンス委員会が開催されております。

③ 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を月1回開催しております。必要に応じて開催した臨時取締役会を加えて、当事業年度において18回の取締役会を開催しております。また、効率的な意思決定を図るために、取締役及び執行役員で構成する経営会議を月1回開催しております。

④ 監査等委員である取締役の職務執行

- ア. 当社の監査等委員会は、社外取締役である監査等委員を含む監査等委員3名で構成されており、当事業年度において21回の監査等委員会を開催しております。
- イ. 当社は、当事業年度において全ての監査等委員が取締役会に出席しております。また、常勤監査等委員は経営会議、リスク・コンプライアンス委員会、その他の重要な会議に出席して監査の実効性を高めております。
- ウ. 監査等委員会は、会計監査人と定期的に意見交換を行うことで連携を図っており、当事業年度において8回の意見交換の場を設けております。また、内部監査室との監査連絡会を月1回開催し、連携を図っております。
- エ. 当社は、内部通報窓口の独立性確保のため、社外取締役である監査等委員へ直接情報を提供する体制を整備しております。

7 | 株式会社の支配に関する基本方針 |

該当ありません。

8 | 剰余金の配当等の決定に関する方針 |

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を重要な経営課題として、企業価値および株式価値の向上を図ることで株主還元を継続的かつ安定的に強化する。配当については、DOE（株主資本配当率）5.0%以上を目途に配当額を決定することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めておりますが、業績に対し公平な配当を実現するため、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。

また、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款で定めております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり50.00円（配当性向301.6%）の普通配当を実施することを決定いたしました。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	21,156,213
現金及び預金	7,489,404
受取手形	191,533
電子記録債権	1,332,469
売掛金	10,083,565
商品	1,586,090
前払費用	164,865
その他	308,884
貸倒引当金	△600
固定資産	1,522,661
有形固定資産	745,697
建物	40,566
車両運搬具	27,648
工具、器具及び備品	634,741
リース資産	11,634
その他	31,108
無形固定資産	23,628
ソフトウェア	21,128
その他	2,500
投資その他の資産	753,334
投資有価証券	95,230
出資金	135
長期前払費用	36,472
差入保証金	241,497
繰延税金資産	380,000
資産合計	22,678,874

科目	金額
負債の部	
流動負債	12,958,150
買掛金	12,234,790
電子記録債務	99,972
未払金	197,218
未払費用	71,110
未払消費税等	39,986
契約負債	23,387
リース債務	2,064
預り金	7,445
賞与引当金	282,175
固定負債	521,990
退職給付引当金	473,761
リース債務	10,459
資産除去債務	1,870
その他	35,900
負債合計	13,480,140
純資産の部	
株主資本	9,198,733
資本金	344,457
資本剰余金	314,730
資本準備金	314,730
利益剰余金	8,892,865
利益準備金	4,710
その他利益剰余金	8,888,155
別途積立金	250,000
繰越利益剰余金	8,638,155
自己株式	△353,319
純資産合計	9,198,733
負債純資産合計	22,678,874

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	金額
売上高		45,851,074
売上原価		41,086,505
売上総利益		4,764,568
販売費及び一般管理費		4,111,416
営業利益		653,152
営業外収益		
受取利息	1,058	
受取配当金	3	
為替差益	6,173	
その他	5,613	12,849
営業外費用		
支払利息	251	
棚卸廃棄損	3,216	
その他	33	3,500
経常利益		662,500
特別利益		
固定資産売却益	479	
新株予約権戻入益	10,222	10,701
特別損失		
固定資産除却損	2,918	
投資有価証券評価損	294,770	297,688
税引前当期純利益		375,513
法人税、住民税及び事業税	201,599	
法人税等調整額	1,000	202,599
当期純利益		172,913

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	344,457	314,730	314,730
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の処分			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	344,457	314,730	314,730

	株主資本				
	利益剰余金				自己株式
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	4,710	250,000	8,785,583	9,040,293	△397,966
当期変動額					
剰余金の配当			△312,064	△312,064	
当期純利益			172,913	172,913	
自己株式の処分			△8,277	△8,277	44,647
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	△147,428	△147,428	44,647
当期末残高	4,710	250,000	8,638,155	8,892,865	△353,319

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
当期首残高	9,301,514	10,412	9,311,926
当期変動額			
剰余金の配当	△312,064		△312,064
当期純利益	172,913		172,913
自己株式の処分	36,369	－	36,369
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）		△10,412	△10,412
当期変動額合計	△102,781	△10,412	△113,193
当期末残高	9,198,733	－	9,198,733

個別注記表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法を採用しております。

ただし、一部商品に関しては個別法による原価法を適用しております。

(いずれも、貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額は法人税法に定めるものと同じの基準によっております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については法人税法に定めるものと同じの基準によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却しております。

なお、償却期間については、法人税法に定めるものと同じの基準によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、従業員への賞与支給見込額に基づく当期負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は主に循環器疾病分野を中心に医療機器や医療材料等の商品販売を行っているほか、販売した医療機器の保守サービスを提供しております。これら主要な事業の履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

① 商品販売に係る収益認識

主にペースメーカーや植込型除細動器などデバイス類の販売、アブレーション用カテーテルや電気生理検査用カテーテルなど医療材料の販売、自動造影剤注入装置RAQUOSインジェクションシステムなど医療機器の販売を行っております。これら商品の販売については、通常は商品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

② 保守サービスに係る収益認識

主に自動造影剤注入装置RAQUOSインジェクションシステムなどの医療機器の保守サービスを提供しております。これらの売上については、一定の期間にわたり履行義務が充足されるため、保守契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。なお、当社が自ら保守サービスを提供せず、他の事業者によって提供されるよう手配する代理人取引については、顧客から受取る対価の総額から当該他の事業者を支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、いずれも取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 一千円、固定資産 769,326千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- ① 算出方法
有形固定資産及び無形固定資産について、営業部を基準とした各資産グループに減損の兆候がある場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に、回収可能価額（使用価値または正味売却価額のいずれか高い方）まで減損損失を計上します。当事業年度において、減損の兆候のある資産グループの事業用資産210,414千円については、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回っているものの、正味売却価額が帳簿価額を上回っているため減損損失を認識していません。
 - ② 主要な仮定
割引前将来キャッシュ・フローの見積りは経営者が承認した事業計画を基礎としており、主要な仮定は、事業計画の基礎となる販売数量予測、販売単価予測、粗利率予測、営業費用予測になります。販売数量予測は、市場成長率や直近の成長実績率を、販売単価予測は、保険償還価格の見込改定率や医療機関との値引実績率を、粗利率予測は、粗利率実績や医療機関との値引実績率を考慮しています。営業費用予測は販売計画や要員計画などを考慮しています。また、正味売却価額の算出に用いた主要な仮定は、マーケット・アプローチに基づき合理的に算定した価額になります。
 - ③ 翌年度の計算書類に与える影響
主要な仮定である販売数量予測は見積りの不確実性があり、医療機関との取引消失など様々な要因により変動することが予想され、販売数量予測が変動した場合、及び主要な仮定である正味売却価額の算出に用いたマーケット・アプローチに基づき合理的に算定した価額が変動した場合には、翌年度において重要な影響を与える可能性があります。

2. 投資有価証券の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券評価損 294,770千円、投資有価証券 95,230千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

投資有価証券（市場価格のない株式等）は、取得価額をもって貸借対照表価額としていますが、当該株式の1株当たり純資産額が取得原価と比べ50%超低下し、かつ、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を実施する方針としております。投資先の事業計画は不確実性を有しており、翌事業年度以降において、実績が事業計画を下回る場合は減損処理が必要となる可能性があります。

② 主要な仮定

超過収益力についての毀損の有無は、取得時の事業計画の達成状況や業績の悪化の程度、資金調達の状況等を踏まえて評価しております。取得時の事業計画の達成状況や業績の悪化の程度は、販売単価及び販売数量予測と実績を比較して判断しております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

将来の不確実な経済条件等の変動等により、見積りに用いた仮定が変動した場合には、翌年度において重要な影響を与える可能性があります。

3 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

2,150,027千円

4 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加株式数	減少株式数	当事業年度末
普通株式	10,780,000株	－株	－株	10,780,000株

(2) 自己株式に関する事項

	当事業年度期首	増加株式数	減少株式数	当事業年度末
普通株式	377,844株	－株	42,400株	335,444株

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少	40,400株
ストックオプションとしての自己株式の処分による減少	2,000株

(3) 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年5月15日 取締役会	普通株式	312,064千円	30.00円	2023年3月31日	2023年6月7日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	522,227千円	50.00円	2024年3月31日	2024年6月7日

(4) 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
当社	第6回新株予約権	普通株式	109,600	－	109,600	－	－
合計		－	109,600	－	109,600	－	－

5 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	86,402千円
未払事業税	3,919千円
棚卸資産評価損	12,006千円
未払費用	14,168千円
株式報酬費用	34,180千円
退職給付引当金	145,065千円
長期未払金	10,839千円
減価償却超過額	69,737千円
投資有価証券評価損	93,921千円
その他	3,733千円
繰延税金資産小計	473,973千円
評価性引当金	△93,921千円
繰延税金資産合計	380,052千円
繰延税金負債	
その他	52千円
繰延税金負債合計	52千円
繰延税金資産の純額	380,000千円

(表示方法の変更)

前事業年度において、「繰延税金資産」の「その他」に含めておりました「株式報酬費用」及び「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

6 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入により資金を調達することとしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び電子記録債権並びに売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式及び転換社債型新株予約権付社債であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に賃貸借事務所の差入敷金及び仕入先への取引保証金であり、それぞれ差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、これらの債務は決済時における流動性リスクに晒されております。

リース債務は、使用权資産の取得に係るものであり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品のリスク管理体制

イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権及び差入保証金については、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を一定期間ごとに把握する体制としています。

貸付金については、貸付先の財務状況を定期的に確認し、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財政状態等を把握し、市況や投資先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直ししております。

ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、投資有価証券のうち、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額35,230千円）は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 受取手形	191,533		
貸倒引当金（※2）	△10		
	191,523	191,523	－
(2) 電子記録債権	1,332,469		
貸倒引当金（※3）	△80		
	1,332,389	1,332,389	－
(3) 売掛金	10,083,565		
貸倒引当金（※4）	△510		
	10,083,055	10,083,055	－
(4) 投資有価証券			
その他有価証券			
転換社債型新株予約権付社債（※5）	60,000	60,000	－
(5) 差入保証金	241,497	230,647	△10,849
(6) 買掛金	(12,234,790)	(12,234,790)	－
(7) 電子記録債務	(99,972)	(99,972)	－
(8) 未払金	(197,218)	(197,218)	－
(9) リース債務	(12,523)	(12,944)	420

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）受取手形に係る貸倒引当金を控除しております。

（※3）電子記録債権に係る貸倒引当金を控除しております。

（※4）売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

（※5）投資有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものになります。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
受 取 手 形	191,533	—	—	—
電 子 記 録 債 権	1,332,469	—	—	—
売 掛 金	10,083,565	—	—	—
投 資 有 価 証 券				
そ の 他 有 価 証 券				
転換社債型新株予約権付社債	—	60,000	—	—
差 入 保 証 金	—	—	—	241,497
合 計	11,607,568	60,000	—	241,497

(注) 金銭債務の決算日後の支払予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
リ ー ス 債 務	2,327	9,183	785	—
合 計	2,327	9,183	785	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：活発な市場における同一の資産または負債の市場価格（無調整）

レベル2の時価：レベル1以外の、観察可能な価格を直接または仮説的に使用して算出された公正価値

レベル3の時価：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルの時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
転換社債型新株予約権付社債	—	—	60,000	60,000

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	—	191,533	—	191,533
電子記録債権	—	1,332,389	—	1,332,389
売掛金	—	10,083,055	—	10,083,055
差入保証金	—	230,647	—	230,647
買掛金	—	(12,234,790)	—	(12,234,790)
電子記録債務	—	(99,972)	—	(99,972)
未払金	—	(197,218)	—	(197,218)
リース債務	—	(12,944)	—	(12,944)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

- (1) 受取手形、(2) 電子記録債権、(3) 売掛金、(6) 買掛金、(7) 電子記録債務、(8) 未払金
これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。
- (4) 転換社債型新株予約権付社債
重要な観察できないインプットを用いて算定しており、レベル3の時価に分類しております。
- (5) 差入保証金、(9) リース債務
これらは将来キャッシュフローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	柴崎 浩	被所有 直接 0.9%	当社代表取締役 社長	自己株式の 処分 (注)	10,077	—	—

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、自己株式の割当によるものであります。

8 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービスに分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	不整脈事業	虚血事業	計		
売上高					
ペースメーカー	3,844,377	—	3,844,377	—	3,844,377
植込型除細動器	2,464,864	—	2,464,864	—	2,464,864
両心室ペーシング機能付き植込型除細動器	1,743,759	—	1,743,759	—	1,743,759
電気生理検査用カテーテル	11,230,094	—	11,230,094	—	11,230,094
心腔内超音波プローブ	4,143,440	—	4,143,440	—	4,143,440
熱アブレーション用カテーテル (機能付き)	5,842,183	—	5,842,183	—	5,842,183
熱アブレーション用カテーテル	284,511	—	284,511	—	284,511
冷凍アブレーション用カテーテル	2,661,268	—	2,661,268	—	2,661,268
エキシマレーザー	—	213,673	213,673	—	213,673
その他	6,578,290	2,177,395	8,755,685	4,089,037	12,844,722
顧客との契約から生じる収益	38,792,791	2,391,068	41,183,859	4,089,037	45,272,896
その他の収益	513,187	64,990	578,178	—	578,178
外部顧客への売上高	39,305,978	2,456,059	41,762,037	4,089,037	45,851,074
セグメント間の内部売上高又は 振替高	—	—	—	—	—
計	39,305,978	2,456,059	41,762,037	4,089,037	45,851,074
セグメント利益	3,968,281	329,349	4,297,630	466,938	4,764,568

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、脳外科事業及び消化器事業等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

当事業年度	期首残高	期末残高
契約資産	4,387	12,198
契約負債	35,707	23,387

契約資産は、主に医療機器の保守サービスにおいて、保守契約期間の経過に応じて認識した収益にかかる未請求債権であり、貸借対照表上は「流動資産」の「その他」に含まれております。契約負債は主に保守サービス契約における顧客からの前受金であり、貸借対照表上は「流動負債」の「契約負債」に計上しております。

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約資産及び契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 880円72銭
(2) 1株当たり当期純利益 16円58銭

10 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11 その他の注記

記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

ディーブイエックス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 飯塚正貴
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 須山誠一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ディーブイエックス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第38期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びE Y新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において、取締役等からは有効である旨、またE Y新日本有限責任監査法人からは開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

ディーブイエックス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 宮川 猛 ㊟

監査等委員 野島 透 ㊟

監査等委員 田上 昭子 ㊟

(注) 監査等委員野島 透及び田上 昭子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

■医療機器は「高度管理医療機器」「管理医療機器」「一般医療機器」の3つに分類されています。

① 高度管理医療機器（クラスⅢ/クラスⅣ）	人体に与えるリスクが高いもの
② 管理医療機器（クラスⅡ）	人体に与えるリスクが比較的低いもの（例：自動電子血圧計、補聴器など）
③ 一般医療機器（クラスⅠ）	人体に与えるリスクが極めて低いもの（例：医療用ピンセット、水銀体温計など）

■当社の売上高の91%（2024年3月期実績）を「高度管理医療機器」が占めています。

高度管理医療機器	<p>薬機法第二条5 「高度管理医療機器」とは、医療機器であつて、副作用又は機能の障害が生じた場合（適正な使用目的に従い適正に使用された場合に限る。）において人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。</p>
-----------------	--

（高度管理医療機器の例）

クラスⅢ	汎用輸液ポンプ、透析機器、人工骨、人工関節・人口呼吸器、血管用ステント、放射線治療機器
クラスⅣ	中心静脈用カテーテル、植込み型心臓ペースメーカー、人工弁、大動脈用ステントグラフト、冠動脈ステント

■当社は第一種医療機器製造販売業の許可を得ています。

医療機器製造販売業許可は、種別によって扱える医療機器のクラスが異なります。高度管理医療機器を製造販売できるのは、第一種医療機器製造業の許可を得た者だけです。

クラス分類	製造販売業許可	製造販売できる医療機器
クラスⅠ	第三種医療機器製造販売業	一般医療機器
クラスⅡ	第二種医療機器製造販売業	一般医療機器
		管理医療機器
クラスⅢ	第一種医療機器製造販売業	一般医療機器
クラスⅣ		管理医療機器
		高度管理医療機器

医療機器製造販売業の許可を得るためには、必要な責任者を置くなどの人的要件や、QMS体制省令・GVP省令への適合と満たすべき要件が定められています。また、各製造販売業の許可は有効期限が5年間なので、随時更新しなければなりません。

■手術用器具は患者様の安全確保のために滅菌が必要。
滅菌して出荷される医療機器を滅菌医療機器という。

医療機器の処理方法は感染リスクの程度に応じて3つのカテゴリーに分類され、人体における無菌の組織や血管に接触するような、感染リスクが高い「クリティカル」に分類される機器は滅菌対象となります。当社は製造販売業者が滅菌して出荷する滅菌医療機器を取り扱っています。

滅菌

滅菌とは被滅菌物の中の全ての微生物を殺滅又は除去することと定義されています。微生物の生存する確率が100万分の1以下になることを滅菌保証の条件としており、滅菌して出荷される医療機器は「滅菌医療機器」と呼ばれています。

■当社が取り扱う高度管理医療機器には
製造年月日と使用期限がバーコード情報として登録されています。

薬機法第六十八条の二の五（医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号の容器への表示等）

医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売業者は、厚生労働省令で定める区分に応じ、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の特定に資する情報を円滑に提供するため、医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号のこれらの容器への表示その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

■患者様の安全性確保のために滅菌有効期限を管理。
期限切れ医療機器の使用防止に貢献しています。

UBD管理		
<u>U</u> Used	<u>B</u> By	<u>D</u> Date

UBD管理＝使用期限管理,滅菌有効期限管理

UBD切れ切迫商品の情報発信

UBD切れ商品の回収

UBDの使用前確認

株主総会会場ご案内図

【会場】

ホテルメトロポリタン 3階「カシオペア」

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
TEL 03-3980-1111(代表)

株主総会にご出席の株主様への「お土産」
のご用意はございません。

【交通】

「池袋駅」

JR

●山手線 ●埼京線 ●湘南新宿ライン

東京メトロ

●丸ノ内線 ●有楽町線 ●副都心線

西武池袋線

東武東上線



池袋駅から会場までのご案内

1 南口 ▶▶ 徒歩約2分

有楽町線の改札前(地下1階、南通路)のエスカレーターで1階へ。メトロポリタンプラザビルに沿って左へ直進。

2 JR線メトロポリタン口 ▶▶ 徒歩約1分

JR線改札を出て直進し、突き当たり右手の階段を降り直進又は改札を出て右手に進みエスカレーターもしくは階段で1階へ。

※ご利用可能時間は午前7時00分から午後11時まで

3 西口 ▶▶ 徒歩約3分

東武百貨店の前(地下1階、中央通路)の階段又はエスカレーターで1階へ。左手のみずは銀行沿いに左折し直進。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を受けています
FSC® C022915